

公的年金受給者の多くの方は、町・県民税を納付書や口座振替で納める**普通徴収**により納めてもらっています。21年10月からは、65歳以上の方の公的年金にかかる町・県民税を年金から差し引きする**特別徴収制度**が始まります。

対象になる方

4月1日現在、65歳以上の公的年金受給者で、前年中の年金所得にかかる個人住民税の納税義務のある方

対象にならない方

- ・当該年度分の公的年金給付の年額が18万円未満の方
- ・介護保険料が特別徴収されていない方
- ・当該年度の特別徴収額が公的年金給付の年額を超える方

新たな税金の負担は生じません

町・県民税の公的年金からの特別徴収は、社会保険庁などの「年金保険者」が町に直接納める納税方法に変更するだけで、新たな税金の負担は生じません。

| | 納 税 方 法 |
|-------------------|-------------------|
| 給与所得やその他の所得にかかる税金 | 納付書や口座振替、給与から差し引き |
| 公的年金所得にかかる税金 | 公的年金から差し引き |

納付方法



徴収方法

平成21年10月支給分の年金から引き落としが始まります。

(例)住民税の年税額が
6万円(年金所得のみ)の場合

これまでの納め方

| 月 | 納付書で納める (普通徴収) | | | |
|------|-------------------|-------|-------|-------|
| | 6月 | 8月 | 10月 | 1月 |
| 税額 | 1万5千円 | 1万5千円 | 1万5千円 | 1万5千円 |
| 算出方法 | 1/4 | 1/4 | 1/4 | 1/4 |

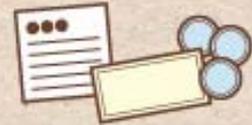
年税額の1/4ずつ納付書で納めていただいていた。

平成21年度の納め方

| 月 | 納付書で納める (普通徴収) | | 年金から引き落とし (特別徴収) | | |
|------|-------------------|-------|---------------------|-----|-----|
| | 6月 | 8月 | 10月 | 12月 | 2月 |
| 税額 | 1万5千円 | 1万5千円 | 1万円 | 1万円 | 1万円 |
| 算出方法 | 1/4 | 1/4 | 1/6 | 1/6 | 1/6 |

6月と8月は年税額の1/4ずつをこれまでどおり納付書で納めていただきます。10月・12月・2月は年税額の1/6ずつを引き落とします。

引き落としの開始は、平成21年10月支給分の年金からとなります。そのため、平成21年度の住民税額のうち半分については、平成21年6月と8月に、これまでどおり納付書で納めていただくことになります。



平成22年度以降の納め方

| 月 | 年金から引き落とし (特別徴収) | | | | | |
|------|---------------------|-----|-----|-------------------|-----|-----|
| | 4月 | 6月 | 8月 | 10月 | 12月 | 2月 |
| 税額 | 1万円 | 1万円 | 1万円 | 1万円 | 1万円 | 1万円 |
| 算出方法 | 前年度2月と同じ額 | | | 22年度の年税額の残りの1/3ずつ | | |

4月・6月・8月は、前年度の2月の税額と同額を引き落とします。10月・12月・2月は、年税額から4月・6月・8月の税額を差し引いた残りの税額を引き落とします。